

## すべての人に婚姻の平等を実現するための法整備を求める会長声明

全国5地域の裁判所（札幌高裁、東京高裁（東京第一次訴訟）、東京地裁（東京第二次訴訟）、大阪高裁、名古屋地裁、福岡地裁）で係属している訴訟（「結婚の自由をすべての人に」訴訟）では、法律上の性別が同性である相手との婚姻を望む原告らが、婚姻を異性間の者に限り同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の規定（以下「本件諸規定」という。）が違憲であると主張しているところ、令和5年5月30日には名古屋地裁で、続いて同年6月8日には福岡地裁で、それぞれ違憲との判断が言い渡された。

名古屋地裁判決は、婚姻制度が、両当事者の関係性を保護するための法律上の効果を付与するものであるだけでなく、二人の関係性を公証し、正当な関係として社会的承認を与えるための極めて有力な手段となっていることを指摘した。そして、二人の関係が国の制度により公証され、その関係を保護するのにふさわしい効果を付与されるための枠組みが与えられるということ自体が重要な人格的利益であると述べ、このような重要な人格的利益を享受できないことにより同性カップルが被る不利益は重大であり、その規模も期間も相当なものであって、その影響は深刻と指摘した。その上で、同判決は、同性カップルは、法律婚制度に付与されている重大な人格的利益を享受することから一切排除されているのに対し、その状態を正当化するだけの具体的な反対利益は十分に観念しがたく、現状を放置することについては、もはや個人の尊厳の要請に照らして合理性を欠くに至っており、国会の立法裁量の範囲を超えていると判断し、本件諸規定は、同性カップルに対して、その関係を国の制度によって公証し、その関係を保護するのにふさわしい効果を付与するための枠組みすら与えていないということから、憲法24条2項に違反すると結論付けた。さらに、本判決は、同性愛者にとって同性との婚姻が認められないということは婚姻が認められないのと同義であって、自ら選択する余地のない事柄である性的指向を理由とする別異取扱いであると指摘し、憲法24条2項に違反すると同時に憲法14条1項にも違反するとの判断も示している。

福岡地裁判決は、永続的な精神的及び肉体的結合の相手を選び、家族として公証する制度は、現行法上婚姻制度しか存在せず、その公証の効果として、公的な権利関係にとどまらず、私的な関係においても種々の権利利益を享受することができることを指摘した上で、同性愛者において、これらの利益を受けるための婚姻ができず、その効果を自らの意思で発生させられないことは看過しがたい不利益であると指摘する。そして、婚姻をするかしないか及び誰と婚姻して家族を形成するかを自己の意思で決定することは同性愛者にとっても尊重されるべき人格的利益であり、原告らはその人格的利益を侵害されていると判断した。

同判決は、婚姻制度の実態や婚姻制度に対する社会通念が変遷し、同性婚に対する国民の理解が相当程度浸透していることにも触れ、立法者に対し、憲法24条2項に違反する状態を解消する措置に着手すべきとも述べている。

「結婚の自由をすべての人に」訴訟では、現在までに5つの地裁において判決が言い渡されており、上記名古屋地裁判決及び福岡地裁判決は、本件諸規定を憲法14条1項違反とした令和3年3月17日の札幌地裁判決、同性愛者についてパートナーと家族になるための法制度が存在しないことについて憲法24条2項に違反する状態にあるとした令和4年11月30日の東京地裁判決に次ぐ、3件目及び4件目の違憲判断である。結論として合憲と判断した同年6月20日の大阪地裁判決も将来的に違憲となる可能性を指摘しており、司法判断は、「同性カップルも異性カップルと同様に、家族として法的に保護すべきであり、そのための制度が必要」との考えで統一されていると言うべきである。

ところが、政府及び国会は未だに、同性カップルによる婚姻を可能とするための法整備について、具体的な検討を開始すらしていない。それどころか、政府からはこのような仕組みについて「家族観や価値観、社会が変わってしまう課題だ」という趣旨の発言（令和5年2月、衆議院予算委員会）もあるなど、社会の実体に必ずしも即しているとは言えない「価値観」などを理由として消極的な姿勢が明らかになっている。このような状況は、「同性カップルは異性カップルと同等の保護には値しない」というメッセージを国が国民に対して送っているも同然である。

当会は、国会及び政府に対し、上記一連の違憲判決が示す司法からの厳しいメッセージを真摯に受け止め、すべての人が、法律上の性別と関係なく自ら選んだ相手と家族になることができ、且つそのことを公証される婚姻の自由を手に行けるような法整備等を速やかに行うことを強く求める。

2023年（令和5年）8月31日

大分県弁護士会

会長 中山知康